

心理臨床家の教育における倫理的、法学的課題：
大学院教育および生涯教育に関する検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 純, 浜渦, 辰二, 田畑, 治, 藤本, 亮, 正木, 祐史, 早矢仕, 彩子, 磯田, 雄二郎, 田辺, 肇, 橋本, 剛, 渡部, 敦子, 南山, 浩二, 星野, 和実 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00000488

心理臨床家の教育における倫理的、法学的課題¹⁾

—大学院教育および生涯教育に関する検討—

松田 純²⁾・浜渦 辰二²⁾・田畑 治³⁾・藤本 亮⁴⁾
正木 祐史⁵⁾・早矢仕彩子²⁾・磯田雄二郎⁶⁾・田辺 肇⁶⁾
橋本 剛²⁾・渡部 敦子⁶⁾・南山 浩二²⁾・星野 和実²⁾

I. はじめに

“気管内挿管をすれば楽になり、痰をとるのももっと簡単にできて、本人が苦しまないことはよくわかる。わたしも、子どもとずっと一緒にいたい。はじめてこの病気だと聞いたときは、呼吸器はつけないと思った。でも子どものかわいい顔をみているうちに、気持ちが変わった。気管内挿管をしてあげたい気持ちは、今、60パーセントくらいある。ただ、それは、夫の協力があってのこと。夫も、夫方の祖父母も気管内挿管には反対している。夫や周りの反対を押し切ってまで育てていく自信はない。もし、そうした場合、もちろん夫とは離婚になるだろう。そうなったら自分は生きていけない。自殺してしまうかもしれない…（中略）…。本当は夫が反対していることに少し安心している自分もいる。結論としては、自分も気管内挿管はしないでください、呼吸器はつけないでくださいという、夫と同じ結論になる。”（玉井，2004）。

生後まもなく進行性の神経性難病を疑われた子どもの両親が、主治医から気管内挿管による人工呼吸器療法を提案されたが同意しなかったため、主治医が説得していた事例である。出生前診断、選択的中絶、障害受容、治療拒否をめぐっては歴史的、文化的、社会的文脈から構造的に把握する必要がある、非言語水準および言語水準を包括的に射程に置きながら、子ども、母親、夫婦関係、拡大家族も含めた家族関係を視野に入れて理解する必要があるとされる。玉井（2004）は、こうした心理臨床領域では関係の萌芽をつみとろうとする人間の心に、どのような理由であれ誕生してきた子どもの生きる場がこの世にあるという実感を、心理臨床家と母親との関係において培う必要があると論じている。生命にかかわる心理臨床は関与する者全てが死と不断に近接するものであり、

現代の臨床心理学はまさに倫理学、法学の視点が不可欠であると考えられる。

II. 問題と目的

政治政策、経済動向、社会保障制度の見通しが不明確な時代にあつて、個人がどのようにして生き、家族を形成し、職業を見出して、死に向うのかというライフサイクル・イメージを形成し難い文化が醸成されつつある。生涯発達においては、子ども虐待、少年非行、いじめ、不登校、引きこもり、ドメスティック・バイオレンス、うつ病、高齢者虐待をはじめとしてさまざまな心の問題に出逢う。また、医療技術の飛躍的進展に伴って、従来は想定されなかった倫理的葛藤や、法的判断が必要とされるとともに、遺伝子診断における意思決定および決定後の支援（松田，2004，2005）や、末期がん患者のターミナル・ケアにおける心理的援助（浜渦，2003）に際して、患者や家族のニーズを探り人生経路に寄り添う専門職としての心理臨床家が必要とされるようになってきた。こうした歴史の展開や社会の要請に応える形で、教育、医療、司法、福祉、産業などの心理臨床領域が発展してきた。

また、心理臨床の場が拡張するにつれて地域における実践が開拓され、新たな心理臨床モデルも構築されてきた。これまでの病院（単科精神科病院、総合病院精神科・神経科・診療内科等）、個人開業クリニック、大学設置の心理相談室等で実施されるような、面接室において心理臨床家がクライアントに対して心理療法を行う個別心理臨床モデルに加えて、臨床心理学的地域援助モデルが独自の特性を有するものとして開発された。山本（2001）によると、臨床心理学的地域援助とは“地域社会で生活を営んでいる人々の、心の問題の発生予防、心の支援、社会的能力の向上、その人々が生活している心理的・社会的環境の調整、心に関する支援、心に関する情報の提供などを行う臨床心理学的行為”である。臨床心理学的地域援助においては、援助者も被援助者もコミュニティの一員であり、ともに生きて生活するというコミュニティ感覚を有し、地域社会との連携の中で被援助者自身が問題解決するように支援すること、ケアではなくケアの精神で生老病死を直視し傾聴することで被援助者が生きる意味を見出すという人間の全体性にかかわることが重要であるとされる。こうした定義および理念に基づいて、地域における子育て支援、スクールカウンセラーの学校教育臨床活動、犯罪被害者の支援、高齢者の死の受容の心理的援助などが展開されてきた。

このように心理臨床実践が心理臨床業務を遂行する機関から地域に開かれる

と、心理臨床家の倫理的判断や法的対応の適切性について議論されるようになった。アメリカ合衆国（以下米国と記す。）では、大学院やインスティテュートで博士号取得後、アメリカ心理学会（以下APAと記す。）の職能団体（AASPB）の実施する試験結果の勧告に基づいて、州政府が資格を認定し、免許（license）を与える方法が多い。APAは倫理綱領、倫理基準を制定し、問題となる事案について倫理委員会で審議し違反者については処分している。1990年から2002年までの間に問題とされた事案は犯罪の有罪判決、免許剥奪、多重関係（違法な性的関係）、不適切な専門的活動（危機事態への不適切な対応、専門能力外の行為、不適切な終結等）であった（APA, 2003；鑑, 2004）。

一方、日本では心理臨床家の国家資格について法制度が未整備であり、公的な臨床心理行為の規定がなされていない状況にある。後述するように、わが国における心理臨床家の資格は歴史的経緯ののち、現在では財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」が（民間）資格として整備され、文部科学省スクールカウンセラー研究開発事業等で実績を積み、一定の社会的評価を獲得してきた。

ここで、臨床心理行為の定義であるが、東山（2003）は“臨床心理行為とは、臨床心理士の専門的知識や技能を必要とする、心に関わる行動に対する援助活動の総称である。…（略）…すなわち、心理療法、心理面接、心理相談、心理検査、心理査定、心理的地域援助活動などである。”とした。財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理綱領では前文において、“臨床心理士は基本的人権を尊重し、専門家としての知識と技能を人々の福祉の増進のために用いるように努めるものである。そのため臨床心理士はつねに自らの専門的な臨床業務が人々の生活に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚しておく必要がある。したがって自らの心身を健全に保つように努め、社会人としての道義的責任をもつとともに、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。”と定め、第5条に臨床心理士の職務として援助・介入技法を挙げ、他に査定技法（第4条）、専門家との関係（連携）（第6条）、研究（第7条）を掲げる。また、日本臨床心理士会倫理綱領では第5条に臨床心理士の職能的資質として、臨床心理援助技法、心理療法、臨床心理査定、臨床心理地域援助、他専門機関との連携、研究を位置づけている。

次に、心理臨床の倫理的、法的問題に対する対応機関および手続きについて、臨床心理士に関しては基本的に、財団法人日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本心理臨床学会で対応する。財団法人日本臨床心理士資格認

定協会倫理綱領では、第9条に臨床心理士は倫理綱領を十分に理解し、違反しないよう相互注意の責務があるとしている。また、財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理規定では、第3条に倫理委員会の設置、第5条に委員長は理事会からの関係事項に関する審査の附託を受けて委員会を開催することが記されている。第7条には、委員長は理事会から審議を附託された日より起算して、2か月以内に審議結果を理事会に報告し、嚴重注意、一定期間の登録停止、登録の抹消等の処理方法を答申するとして、具体的な対応を明示している。さらに、財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理規定別項として、第2条に倫理委員会の関連組織としての専門委員の設置、第4条に専門委員は臨床心理士資格認定協会に対する臨床心理士、その利用者・関係者等からの申し出について対応し(月1回定例会議)、必要な場合は倫理委員会に連絡し措置決定することが定められている。重篤な処分結果については職能団体機関誌の『臨床心理士報』等で報告される。

このように、心理臨床に関する倫理的、法的問題は可及的迅速な解決が要請される課題であるが、わが国では心理臨床家の養成や資格取得後の研修において、倫理学や法学の教育は十分に体系化されたプログラムとして構築されていない。そこで、本研究では日本の心理臨床家養成における倫理学および法学教育の課題について検討することを目的とする。まず第一に、日本における心理臨床家の生涯教育について概観し、発達段階における課題を明らかにする。第二に、米国における心理臨床家の大学院教育モデルを比較し、倫理学、法学教育の様態を明らかにする。第三に、日本の心理臨床家の大学院教育についてその理念とカリキュラムを検討する。第四に、日本の心理臨床家の大学院教育における倫理学、法学教育の現状を抽出し、そこに内在する問題を分析することとする。

Ⅲ. 日本の心理臨床家の生涯教育

星野(2001)は職業選択の段階(Ginzberg, 1984)、退職の適応段階(Atchley, 1985)といった、職業心理学における主要な職業生活の発達段階論を展望した(表1)。Super(1957)はビューラー, C.による生涯発達理論を基盤にして職業発達段階論を唱えたが、中でも青年期から老年期を次のように論じた。成人前期は、青年期から続く探索段階(15歳~24歳)のうち試行期(22歳~24歳)および、成人前期から成人後期にわたる確立段階(25歳~44歳)のうち試行期(25歳~30歳)に該当する。前者では自己に適合する分野で初職を得てライフ

ワーク形成に努力し、後者では選択した仕事に不満足が生じ変更の可能性もある。次に、成人後期は確立段階（25歳～44歳）のうち安定期（31歳～44歳）および、維持段階（45歳～65歳）にあたる。前者では仕事の安定化に向け創造的能力を発揮してキャリア・パターンが明確化され、後者では確立された分野での現状維持および一貫性の強化に向けられる。老年期は減退段階（65歳～）であり、減速期（65歳～70歳）および、引退期（71歳～）に該当する。前者では定年退職前後から義務を委譲し加齢に適応しながら仕事内容が変更され、後者では個人差はあるが職業生活の終結を迎えるとされる。Super (1990) は仕事の他に、家庭、地域生活も包含して生涯をとらえる枠組みとして、“キャリアの虹”を唱え、個人の多様な役割を踏まえて職業生活過程を理解する視点を示した。

心理臨床家の生涯発達については、鑪 (2004) が発達段階ごとに課題を掲げた。以下これに沿って概説すると、成人前期では大学院修了後ということもあり、クライアントの問題理解（臨床心理学的診断およびアセスメント）のミスや、心理療法におけるクライアントの関係形成上の問題が指摘される。成人後期ではクライアントとの二重関係から発生する倫理的、法的問題や、社会的認知欲求に基づく事例の公表および、社会的発言に関する倫理的、法的問題が見られやすい。老年期では心理臨床家の加齢に伴う心理臨床活動を調整する必要がある、心理臨床の継続においては脳血管障害等の突発的な疾患や死に対する準備を心得ておくことが求められるという。

鑪 (2004) はこのような課題を有する心理臨床家の生涯教育として、次の5項目を重要事項と見なした。すなわち、①臨床心理学の最新の知識と技法を継続的に習得すること、②心理臨床以外で、精神的理解者や心身の健康維持活動を保有すること、③心理臨床の問題発生に際してコンサルテーションを積極的に依頼すること、④次世代のスーパーヴィジョン等教育的場を自己に課し、自己の理論や経験を精錬すること、⑤心理臨床に関連する講習会等で売名行為をしないことである。

このように、心理臨床家の生涯教育については発達段階に応じて行われるべきものであり、心理臨床家という職業特性を有したアイデンティティ発達からの検討も望まれる。また、大学院修了後の研修カリキュラムの構造化や、高度専門臨床実践指導者の教育システムの体系化に社会的要請が高まっており、心理臨床家の生涯教育プログラムの構築は急務の今日的課題であると言える。

表1 職業生活の発達段階（星野，2001，p.41）

発達段階 ／研究者	Super, D. E. (1957) 職業の発達段階	Ginzberg, E. (1984) 職業選択の段階	Atchley, R. C. (1985) 退職の適応段階
乳児期	成長段階(0歳～14歳)		
幼児期	職業に興味のない時期(0歳～3歳)		
児童期	空想期(4歳～10歳)		
学童期	興味期(11歳～12歳)	空想期(10歳～12歳)	
青年期	能力期(13歳～14歳)	暫定期(11, 12歳～18歳)	
		興味期(11歳～12歳)	
		能力期(12歳～14歳)	
		価値期(15歳～16歳)	
	探索段階(15歳～24歳)	移行期(17歳～18歳)	
	暫定期(15歳～17歳)	現実期(17, 18歳～24歳)	
	移行期(18歳～21歳)	探索期(17歳～19歳)	
		結晶化期(19歳～22歳)	
成人前期	試行期(22歳～24歳)	特殊化期(21歳～24歳)	
	確立段階(25歳～44歳)		
	試行期(25歳～30歳)		
成人後期	安定期(31歳～44歳)		
	維持段階(45歳～65歳)		退職以前の段階
老年期	減退段階(65歳～)		ハネムーン段階
	減速期(65歳～70歳)		鎮静段階
	引退期(71歳～)		魔術からの解法段階
			再方向づけ段階
			日常生活のマンネリ化段階
			活動の全体的低下段階

IV. 米国の心理臨床家の大学院教育

1. 心理臨床家の大学および、大学院教育モデル

田畑(2004)によると、米国で臨床心理学の開始は1896年にWitter, L. がペンシルヴァニア大学に心理学クリニックを創設し、障害児の教育訓練や研究を行ったこととされる(Reisman, 1976)。第二次世界大戦後、帰還兵の帰国後の適応に際して、APAが1946年に大学院博士課程水準で臨床心理学専攻を検討し、1948年に博士課程水準の養成課程認定を始めた。教育理念は科学者—専門職者(実践家)モデル(scientist-professional model: scientist-practitioner model)であり、2002年までに219校が認定を受けている。

1970年代以降には、実践家モデル(practitioner model)を基にして、専門職心理学大学院(Graduate School of Professional Psychology)が展開されている。米国における子どもから高齢者までの虐待問題、覚醒剤・麻薬中毒等の薬物被害、人種間葛藤、HIV・AIDS等の多様な心理的問題への対応に要請されたものである。上記の両タイプは大学院博士課程を有し、高度な専門教育を提供する。専門職心理学大学院(Graduate School of Professional Psychology)には大学院修士課程(MA)のものもあるが、これは現在の日本の心理臨床家養

成大学院に近似すると考えられる。

2. カリフォルニア州における大学院カリキュラム

1) カリフォルニア大学ロサンゼルス校の臨床心理学専攻カリキュラム

カリフォルニア大学ロサンゼルス校（以下 U.C.L.A. と記す。）の臨床心理学専攻カリキュラムは5年一貫であり、科学者－専門職者としての心理学者の養成が目標とされる（田畑，1993）。個人、小グループ、コミュニティの心理的障害や発達に関する専門的臨床的技能の基礎を習得するとともに、専門職としての臨床実践に基づき、実証的研究も行う科学者の教育が目指される。

カリキュラムでは、1年次に臨床心理学的諸方法、上級の心理学統計、リサーチ・メソッド、臨床実習を学習する。2年次には心理学の臨床コア・シリーズ、上級の臨床心理学的方法、および計量的方法のコースから1コースを習得するとともに、リサーチと臨床実習を行う。なお、臨床コア・シリーズには児童の行動修正、成人の心理療法、家族療法と家族力動、認知的行動修正、少数民族のトリートメント等がある。また、計量的方法のコースには精神測定法演習、評価リサーチ、多変量解析、因子分析等がある。

3年次には追加的な心理学コア・シリーズおよび上級の臨床心理学コースを3～6コース取得するとともに、フィールドワーク、個人研究、臨床実習を行う。なお、追加的な心理学コア・シリーズでは対人コミュニケーション演習、人間の相互作用構造の対人様式の分析、精神病理学リサーチ、ストレスと疾病についての生物行動的メカニズム、アルコール中毒の生物行動的、心理生理学的諸問題等が定期的に提供される。

4年次には博士学位請求リサーチおよびオプションとして臨床心理学のインターンに携わる。5年次に Ph.D に必要な要件を完了し、オプションとして臨床心理学のインターンに関与する。

なお、U.C.L.A. の Psychology Clinic における教育・訓練、スーパーヴィジョンは、“U.C.L.A. Psychology Clinic Manual” に則り行われる。こうした倫理規定は、“APA Ethical Standards” を基盤として定められるものである。

2) カリフォルニア大学院専門職心理学のカリキュラム

カリフォルニア大学院は、免許 (license) 取得を目的とするものであり、心理学科には M.F.C.C. (Marriage, Family, and Child Counseling) の修士課程、博士課程、心理学の修士課程、博士課程等の他に、精神分析学のプログラ

ムがある（田畑，1993）。

M.F.C.C.の修士課程カリキュラムには、基礎コースとして統計学、歴史とシステム、生理的心理学、学習と認知がある。コア・カリキュラムには発達心理学、M.F.C.C.の諸理論、M.F.C.C.の応用技法、人間のコミュニケーション、研究方法論、心理学的アセスメント、ドラッグの使用と乱用、人間の性、児童虐待等が含まれる。この他、クロスカルチュラルな道徳的習慣と価値、倫理と法律があり、他民族社会における多種多様な家族問題へのエトスや価値観を醸成するとともに、倫理的葛藤への対応や法制度上の知識に関する学習環境が準備される。

3. Adelphi大学におけるプロフェッショナルスクールの教育プログラム

小谷（1993）によると、米国のプロフェッショナルスクールについて学部と同格の研究所を設置し Doctoral, Post-doctorial コースをもつプロフェッショナルスクールのある Adelphi大学のような展開と、California School of Professional Psychology (CSPP) をはじめとして大学とは独立した専門的養成機関としてのプロフェッショナルスクールの展開が見られるという。

プロフェッショナルスクールのプログラムで研究と臨床実践を重視するが、高度な知識、技能をもつ専門家・職業人としての臨床能力の習得が顕著に求められるという。Adelphi大学のカリキュラム（表2）では臨床技法訓練・実習、研究、理論（原理・臨床）、生物学的社会的基礎が組み込まれる。1年次から診断実習に入り、精神科病院でスーパーヴィジョンを受けながら臨床心理査定を行う。2年次には精神科病院、外来クリニック等で心理検査および心理療法実習に携わり、3年次には外来クリニックでの心理療法実習に入る。全心理療法実習でスーパーヴィジョンが課され、ケースカンファレンスにも出席する。研究も1年次からあり、2年次から博士論文の準備も開始される。

他にプログラムで着目される点は、生物学的社会的基礎として、医学、社会学、文化人類学等の学習を通して学際的視点を涵養することである。また、「法心理・専門職倫理」、「社会哲学」として心理臨床に関連する法律、法的対応を扱うとともに、職業倫理、倫理学、哲学についても考察する機会を付与している。

表2 Adelphi大学のプロフェッショナルスクール・プログラムモデル(Derner, 1965;小谷, 1993, p. 60)

学年	学期	臨床技法訓練および実習	研 究	理論:原理・臨床	生物学的社会的基礎
1	前期	上級臨床心理学 I ロールシャッハ I	上級実験研究法 I 上級心理統計	行動の心理力動 心理学における科学的方法	
	後期	上級臨床心理学 II ロールシャッハ II	臨床心理学における研究課題 I 実験計画・分析法	行動科学の理論と研究	人間生理学
2	前期	臨床実習 I (心理査定;クリニック) 臨床ケースカンファレンス	臨床心理学における研究課題 II	資格試験 発達心理学	語学試験 神経心理学
	後期	臨床実習 II (心理査定;病院) 臨床ケースカンファレンス 心理療法技法	研究合評・集団指導	臨床精神病理学 上級社会心理学	臨床神経学
3	前期	臨床実習 III (心理治療;クリニック) 臨床ケースカンファレンス 実践療法技法	研究合評・集団指導	人格理論	法心理・専門職倫理 社会的圧力と個人
	後期	臨床実習 IV (心理治療;クリニック) 臨床ケースカンファレンス		臨床心理力動理論	臨床薬理 文化人類学 社会哲学
			<u>口頭諮問 I</u>		
4	1年間	フルタイム 臨床インターンシップ			
			<u>口頭諮問 II (最終口頭諮問)</u>		

4. 米国の心理臨床家養成の大学院における倫理学、法学教育

Corey & Corey (2004) によると、米国では多くの援助専門職養成の大学院教育訓練課程で倫理や職業道徳に関する問題を専門的に扱う授業が必修になってきているという。このような倫理への関心が高まる背景には、一方で援助専門職が不正行為で起訴される事案が増加傾向にあるという現実が指摘できる。援助専門職は社会的場面でさまざまな法的義務を課されるが、単に義務の遵守のみでなく実践活動で倫理について鋭敏な感覚を醸成することが求められる。また、自己の所属する専門職の倫理基準や倫理規定を学習するだけでなく、複雑で曖昧な状況で倫理的葛藤を経験する中で、問題の本質を明確化し、選択肢から実行可能な方法を実施する際に、適正な倫理的判断を行う必要がある。さらに、実践を行う地域や国の条例や法律を知るとともに、援助専門職の最善の活動基準を示す倫理規定と立法府が示す行動の法的基準について、双方を勘案

した統合的対応が要請される。

具体的な教育内容について、Corey & Corey (2004) は対人援助職の初学者対象テキストで、クライアントの権利、守秘義務（児童虐待、結婚・家族カウンセリング、グループ・カウンセリング）、警告し保護する義務（自傷他害、HIV）、二重関係（専門的関係と個人的関係、物品等の贈与、スーパーヴァイザーや教師との関係）、不正行為、訴訟への対応等を扱っている。また、堀越・堀越 (2004) は米国の心理援助専門職のカリキュラムについて、基軸として専門知識、職業道徳、実技訓練を挙げている。特に、職業道徳では専門家・職業人として自律する上で必要な倫理的、法的知識を習得し、効果的に機能するために必須の方法論や手続きについて学習する。たとえば、自殺願望の強いクライアントに対する義務と対応、虐待を察知した場合の取り扱い、初学者の指導時の心得等、困難な状況を具体的に取り上げて詳細に検討する。法学や職業道徳はクライアントに最善のサービスを提供するとともに、専門職としての社会的身分を守るために必要不可欠であると論じている。

V. 日本の心理臨床家の大学院教育

1. 心理臨床家の大学院教育の形成過程

既述したようにわが国では心理学の国家資格が制度化されていない。現在、法人格で認定証書 (certification) を与える制度は大学学部卒業を条件とするものに認定心理士等がある。表3は認定心理士のカリキュラムである（財団法人日本臨床心理士資格認定協会, 2004）。基礎科目には基礎心理学（心理学概論、心理学史等）、心理学研究法（実験計画法、心理統計法、調査法等）、心理学基礎実験・実習・演習（行動科学基礎実験、臨床心理学実習、社会調査実習等）がある。選択必修科目には学習心理学、教育心理学・発達心理学（乳幼児、児童、青年、老年の心理学）、比較心理学、生理心理学、臨床心理学（異常心理学、障害児（者）心理学等）、人格心理学（性格心理学、自我心理学等）、社会（集団）心理学（家族心理学、コミュニティ心理学、人間関係論等）、精神医学（心身医学、医学概論等）が置かれている。学部では他の学科、コースとの共通科目も含めて、広範な基礎的学習が必要とされる。

一方、大学院修士課程および博士前期課程修了で、資格試験を受験し合格の場合に授与され、かつ法人による認定制度については臨床心理士がある。したがって、ここでは大学院修士課程あるいは博士前期課程修了を資格の前提条件とし、心理臨床家養成に密接に関連する臨床心理士に焦点をあてることとする。

表3 学部(臨床心理学科、心理学科)で履修するカリキュラム一覧(財団法人日本臨床心理士資格認定協会, 2004, p. 40)

	授 業 科 目	単 位	備 考
基礎科目(12単位必修)	基礎心理学 (心理学概論、心理学史、行動科学等)	4	()内は当該科目の呼称の別途別
	心理学研究法 (実験計画法、心理統計法、教育心理学研究法、調査法等)	4	
	心理学基礎実験・実習・演習 (行動科学基礎実験、臨床心理学実習、教育心理学実習、社会調査実習等)	4	演習の場合は必ず実験・実習を含む。
選択科目必修(26単位以上)	(a) 学習心理学(認知心理学等)	4	(a)~(h)の8領域の内、(b)、(e)、(f)を含む6領域にまたがる広い知識を修得することが望ましい。
	(b) 教育心理学・発達心理学 (乳幼児、児童、青年、老年の心理学)	4	
	(c) 比較心理学(動物心理学、比較行動学)	4	
	(d) 生理心理学(神経心理学、大脳生理学等)	4	
	(e) 臨床心理学(異常心理学、障害児(者)心理学等)	4	
	(f) 人格心理学(性格心理学、自我心理学等)	4	
	(g) 社会(集団)心理学(家族心理学、コミュニティ心理学、人間関係論等)	4	
	(h) 精神医学(精神保健、心身医学、医学概論等)	4	

乾(2003)によると、心理臨床家養成制度の歴史は第1期(準備期)、第2期(基礎構築期)、第3期(養成制度の拡充期)、第4期(拡大発展期)に区分される。すなわち、第1期(準備期)には1960年代頃から国立大学、大学院独自で心理臨床教育が行われ、国立八大学教育学部長会議で臨床心理学専門家養成の建議がなされた。第2期(基礎構築期)には1980年に文部科学省(当時文部省)が心理教育相談室を省令外で許認可し、大学院における組織的な臨床心理学教育が開始された。1988年には日本臨床心理士資格認定協会が設立され、臨床心理士の研修会を開催する。また、1990年には財団法人日本臨床心理士資格認定協会によって臨床心理士倫理綱領、臨床心理士倫理規定(1996年改正。1997年臨床心理士倫理規定別項制定)が定められた。

第3期(養成制度の拡充期)には1995年から文部科学省(当時文部省)によるスクール・カウンセラー委託事業が始まり、1996年からは財団法人日本臨床心理士資格認定協会による大学院指定制が導入される。また、1998年に日本心

理臨床学会では日本心理臨床学会倫理規程(1999年一部改正)、日本心理臨床学会倫理綱領(1999年一部改正)、日本心理臨床学会会員のための倫理基準(1999年、2000年一部改正)を定めた。第4期(拡大発展期)には2003年までに大学院指定制で116校が認定され、2005年からは文部科学省で許認可された専門職大学院が始動予定である。また、2004年には日本臨床心理士会により日本臨床心理士会倫理規程、日本臨床心理士会倫理綱領が制定された。

このように、個人や地域のニーズに適確に応え、実践を向上し、研究を体系化可能な心理臨床家の育成に向けて、積極的に研修や研究発表の機会が拡充されてきた。心理臨床家養成の大学院教育の基本的視座として、臨床心理学は臨床心理学的援助を対人関係において実施し、そのための実践と研究を行い、実践と研究を円環的に発展させるものとの理念が考えられる。したがって、心理臨床家の人間性が絶えず問われるとともに、専門的知識と技能の生涯研修が不可欠とされる。また、心理臨床家に関連する学会および職能団体では、それぞれ倫理規定や倫理綱領を制定し、2004年には心理臨床実践における倫理的、法的問題を専門的に扱う研修会も開始された。これは日本でも心理臨床家の社会的認知が高まる中で、臨床実践上の倫理的判断や法的対応に関する技量を顕著に向上させる責務があり、専門家・職業人、心理臨床家の教育、クライアントへの適正な援助の観点から今日的課題として取り組むことが不可避であると考えられる。

2. 心理臨床家養成の大学院カリキュラム

日本心理臨床学会(1993)によると、わが国の心理臨床家のアイデンティティについて、米国の科学者-専門職者(実践家)モデル(scientist-professional model: scientist-practitioner model)および実践家モデル(practitioner model)を踏まえつつも、日本独自のモデル構築の必要性が論じられた。臨床心理学は社会の変化と時代性を考慮して絶えず展開するものであり、さまざまな学問と近接する学際的科学であるが、人間の「こころ」に関心をもち、深く追究する「こころの専門家」として、他の職業と異なる独自の教育が職業的自立とともにいっそう必要とされる。また、科学者-専門職者(実践家)モデル(scientist-professional model: scientist-practitioner model)と実践家モデル(practitioner model)の二律背反を越えて、科学的態度と実践的態度を統合し、人文科学・社会科学・自然科学との幅広い連携のもとに自ら能動的に学習して、臨床心理学の新たな学問体系を生成することが重要である(日本心理臨床学会, 2001)。

表4 大学院(修士、前期)で履修するカリキュラム一覧(平成15年度以降適用)
(財団法人日本臨床心理士資格認定協会, 2004, p.45)

① 必修科目・単位:臨床心理学特論…4単位 臨床心理面接特論…4単位 臨床心理査定演習…4単位 臨床心理基礎実習…2単位 臨床心理実習…2単位		
② 選択必修科目群:前項①に定める必修科目以外の臨床心理学またはその近接領域に関連する授業科目(実習を含む)は、当分の間、以下の科目に関連する科目とする。		
[A群] 心理学研究法特論 心理統計法特論 臨床心理学研究法特論	[B群] 人格心理学特論 発達心理学特論 学習心理学特論 認知心理学特論 生理心理学特論 大脳生理学特論 比較行動学特論 教育心理学特論	[C群] 社会心理学特論 集団力学特論 社会病理学特論 家族心理学特論 犯罪心理学特論 臨床心理関連行政論
[D群] 精神医学特論 心身医学特論 老年心理学特論 障害者(児)心理学特論 精神薬理学特論	[E群] 投映法特論 心理療法特論 学校臨床心理学特論 グループ・アプローチ特論 コミュニティ・アプローチ特論	

表4は、2003年度以降適用の指定大学院カリキュラムである(財団法人日本臨床心理士資格認定協会, 2004)。必修科目に臨床心理学特論、臨床面接特論、臨床心理査定演習、臨床心理基礎実習、臨床心理実習がある。選択必修科目はA群に心理学研究法特論、心理統計法特論等、B群に人格心理学特論、発達心理学特論等、C群に社会心理学特論、犯罪心理学特論等、D群に精神医学特論、老年心理学特論等、E群に投映法特論、心理療法特論等が設定される。

3. 心理臨床家養成の大学院における倫理学、法学教育

心理臨床家の基本的態度として、倫理義務、知識義務、研修義務、交流義務、自己管理義務等が挙げられ、倫理義務とは“心の専門家として、クライアントの人権と福祉に反することは、いかなる場合にも行ってはならない”(日本心理

臨床学会, 1991) ことである。合わせて、心理臨床家の基本技術として倫理的
要請および、関連した法律の知識の習得が提示された。倫理的な要請では、守秘
義務、事例公表の心得、自殺等緊急事態への対処、面接枠を逸脱する行動が含
まれた。関連した法律の知識では、日本国憲法をはじめ各心理臨床領域別に明
示された。すなわち、教育臨床では教育基本法、学校教育法、教員職員免許法
等、福祉臨床では児童憲章、児童福祉法、身体障害者福祉法等、医療臨床では
医療法、医師法等、司法領域では刑事法、刑事訴訟法、少年法等、産業領域で
は労働基準法、職業能力開発法等である。

日本心理臨床学会 (1993) のカリキュラム検討委員会では臨床心理関連法規・
倫理が必修科目案として出され、修士課程 (博士前期課程) 1 年に位置づけられ
た。ここでは、心理療法における法的側面、契約の問題、倫理規定等を内容と
し、複数の専門家による講義が想定された。また、日本心理臨床学会 (2001)
の大学院カリキュラム改革では臨床心理倫理・関連行政論が必修科目に位置づ
けられ、臨床心理学の研究、実践で発生する倫理的、法的課題について具体例
を通して検討することや、個人の生き方や世界観等の倫理的命題を考察するこ
ととされた。科目内容には、憲法・法律・規則と臨床実践場面との関連、臨床
実践における倫理的、法的問題 (守秘義務と情報開示、心理療法関係での倫理
的課題、研修義務、心理療法枠と倫理的、法的問題、法的、倫理的課題への対
応) が内包された。

2003 年度以降適用のカリキュラムでは、臨床心理関連行政論が選択必修科目
に設定された (表 4)。合わせて心理臨床家に期待される学習課題に、臨床心理
査定技法、臨床心理面接技法、臨床心理的実務と地域援助、リサーチへの資質
が挙げられた。中でも臨床心理的実務と地域援助において、医療倫理のインフォ
ームド・コンセント (自己決定権、接近権、還元義務) の原則や、地域社会、行
政からの協力要請への対応と説明責任が特筆されたことは肝要である。

VI. 日本の心理臨床家養成大学院と倫理学、法学教育の課題

1. 倫理学教育

日本の心理臨床家養成大学院において、臨床心理関連行政論が倫理学や法学
を教授する科目と見なされるが、実際の授業としては十分でない現状がある。
米国の大学院教育で指摘されたように、倫理的原則間および倫理基準・法的基
準間の葛藤を考量するとともに、心理臨床場面に適用し倫理的判断を形成する
ための主体的学習や事例検討が必要である。Beauchamp & Childress (1989)

は生命倫理の4原理に自律尊重、無危害、仁恵、正義を挙げた。このような倫理原則はアリストテレス、カント、ヘーゲル、ミルといった哲学の学問的系譜にあることを踏まえた上での思索が求められる。さらに、生命倫理は国家の歴史的背景、時代性、政治状況、経済動向、医学会の方針等に影響されるものである。生命倫理学が政治学、経済学、医学等の関連学問分野も射程に入れていることは、臨床心理学の研究や実践においても示唆的である。

一方で、遺伝子診断、末期がんのターミナル・ケア、高齢者の人生と死の受容過程（星野，2000，2001）といったライフサイクルの交差にかかわる心理臨床においては、人間の尊厳に関する議論は不可欠である。松田（2005）はドイツ生命環境倫理学を精査し、個人の自由権、社会保障請求権、政治的参画権を内包する人間の尊厳の原理から“個人の自己決定の保護と人格性の自由な展開への権利”に展開し、連帯原理に基づく相互支援を促す様態をドイツ的特徴ととらえた。また、“連帯は個人主義や競争や業績主義との緊張関係のなかにあつて、もろもろの社会的な構造と制度を秩序あるものへと政策的に具体化していくことを教える。そうした具体化は、自由にして依存的な存在である人間にふさわしいものでなければならない”（松田，2004）。多文化社会の相互尊重原理としての人間の尊厳は時代に応じて継続的に討議され、国家や文化に適した定義と運用に向けて日本でも実質的な検討が必要であり、心理臨床家の臨床実践における理念的基盤形成に関与する、生命環境倫理学や臨床人間学の役割は重要であると考えられる。

2. 法学教育

心理臨床家の倫理的、法的問題で散見される事案としては臨床心理面接の枠組みと契約に関する問題がある。こうした場合、心理臨床家はクライアントと契約を取り交わす際に、契約観念が十分に確立されているとは言い難い傾向にあり、契約条項の遵守意識が問題とされる。基本的には、心理臨床家は契約時に守秘義務、自傷他害の通告保護義務、面接での原則（行動規範）を説明し、面接の目標、料金、時間、場所等についてクライアントとの間で合意を得る。心理臨床家において臨床心理面接は個人的関係ではなく、心理援助の専門家とクライアントとの契約関係であるという認識が微弱な場合があり、面接過程の進展に伴い転移・逆転移が活発化すると特に弱化する可能性を孕むものである。また、心理臨床家はクライアントや自己を含めた人間、環境理解において、外的、現実的理解よりも内的、精神的力動を偏重した主観的認知の傾向が指摘さ

れる。その結果、心理臨床家はクライアントのニーズ、環境の客観的評価、心理臨床家との関係等を適確に把握することが困難になることがあるため、セルフ・モニタリングする必要がある。藤本（2003）は契約意識調査の国際比較から、日本を含む東アジアが均一的傾向を示さず、欧米とは対照的な契約意識を画一的に有するとは言えないこと、想定課題場面によっては日本は欧米と近似した傾向を示すこともあるという。日本の契約意識や法に対する態度について暗黙知に束縛されず多面的文脈から解明する必要がある。

また、心理臨床家養成に際しては、心理臨床に関連する法律（民法、刑事法、家族法等）および、心理臨床に直接関係する法律（児童福祉法、児童虐待防止法、ドメスティック・バイオレンス防止法等）の学習が求められる。さらに、このような法制度が心理臨床場面でどのように適用され、心理臨床家がどのような法的対応を行うかについて分析する事例学習が望まれる。正木（2004）は改正少年法（2000年）の検察官送致規定の改正について、当該条項の運用実態、あるべき少年手続きと要保護性、刑事処分相当性の理解、当該条項の解釈と手続き的問題を論じた。それを踏まえて岡田（2004）は家庭裁判所における調査官のあり方を考察した。実定法を十分に理解することは当然であるが、条項の実際的な運用状況や判例に基づきながら、法理論を考証して法を不断に検討することは、臨床心理学研究者や心理臨床家にとって貴重な視座である。今後は司法臨床の独自性を勘案するとともに、心理学研究者・実践家と法学研究者・実務家が特性を生かした提携を生成する必要がある。

Ⅶ. 今後の課題

このように、心理臨床家養成に際しては大学院教育において倫理学および法学教育が不可欠であることが明確になった。合わせて、大学院修了後の初任者研修やキャリア発達に伴う教育が求められ、心理臨床家の生涯教育プログラムの体系化が必要とされる。心理学研究者や心理臨床家は倫理学、法学の研究者、法律実務家とともにカリキュラムを再検討し、社会的に適正に機能し得る心理臨床家養成の教育プログラムを開発する必要があると考えられる。同時にそれは、心理臨床を中核とした、生命倫理学、臨床人間学、法学、社会学、医学、心理学の諸学融合型専門家協働モデルを構築するプロセスでもあると言える。それぞれが学問分野の独自性を尊重しつつ、方法論的、哲学的相違に開かれた態度で相互作用を継続していく中で、専門性の統合から新たな対人援助のパラダイムが生成されることを期待するものである。

一方、心理臨床では守秘義務、研究の公開、二重関係といった心理臨床に共通する倫理的、法的問題が挙げられる。教育、医療、司法、産業、福祉、地域といったさまざまな心理臨床の各領域においては、領域固有の特性を有するものであり、それに伴い多種多様な倫理的、法的問題が発生する。今後は心理臨床の領域共通および各領域個別の倫理的、法的問題を、倫理学や法学の専門家とともに詳細に検討する必要がある。

また、近年、臨床社会学やナラティブ・アプローチから、心理療法に対する批判が活発になされてきた。来談者中心療法を標榜しつつも、現実には心理臨床家はクライアントがロジャーズ, C.R. のいう望ましい人間像や自己実現の過程に近接するように強化しているという、心理臨床家にとっては無自覚な心理療法の目標と方向性の存在が指摘される。また、心理臨床家の中立性やクライアントとの対等な関係といっても、実際には専門家と心の相談をする当事者間においては、勢力関係や権力関係が起動しやすく、しかもそうした関係について心理臨床家は極めて意識的でない事態が示唆される。

さらに、このような他の学問分野や臨床実践からの批判に対して、心理臨床家は日常の業務中心で、最新の情報を入手したり広く日本をはじめ海外の研究にあたるのが困難であり、専門家として問題提起したり自らの論点整理を十分に行い難い現状にある。今後はいっそう、異なる分野間の専門家からの見解を受けとめ、自己と同一分野でないとしても研究者や実践家と対話可能な言語を用いて、社会生活で有効なコミュニケーションを築く必要がある。また、一般の心理臨床の利用者、利用希望者に向けても、心理臨床についてその有効性と限界点の両側面について平易な言葉で広報することが求められる。今こそ、心理臨床家は社会から説明責任を問われており、内的世界を日常的に理解可能な言語に翻訳し、心理臨床家自ら社会的役割を定位し発信することが望まれる。

VIII. 文 献

American Psychological Association 1989 APA-Accredited Doctoral Programs in professional psychology. *American Psychologist*, 44, 1521-1528.

American Psychological Association 1992 Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct. *American Psychologist*, 47, 1597-1628.

(富田正利・深澤道子訳 1996 サイコロジストのための倫理綱領および行動規範、日本心理学会.)

- American Psychological Association 2004 Report of ethics committee.
American Psychologist, 58, 650-657.
- Atchley, R.C. 1985 *Social forces and aging: An introduction to social gerontology, fourth edition*. Belmont, California: Wadsworth Publishing Company.
- Beauchamp, T.L. & Childress, J.F. 1989 *Principles of biomedical ethics, third edition*. New York: Oxford University Press.
(ビーチャム, T.L. & チルドレス, J.F. 永安幸正・立木教夫訳 1997 生命医学倫理 (第三版)、成文堂.)
- Corey, G., Corey, M.S., & Callanan, P. 2003 *Issues and ethics in the helping professions, sixth edition*. Pacific Grove: Brooks / Cole, a division of Thomson Learning.
(コウリー, G., コウリー, M.S., & キャナラン, P. 村本詔司監訳 2004 援助専門家のための倫理問題ワークブック sixth edition, 創元社.)
- California Graduate Institute 1988 *Graduate School of professional psychology, 1988-1989*.
- Corey, M.S., & Corey, G. 1998 *Becoming a helper, third edition*. Pacific Grove: Brooks / Cole Publishing Company.
(コウリー, M.S., & コウリー, G. 下山晴彦監訳 2004 心理援助の専門家になるために—臨床心理士・カウンセラー・PSW を目指す人の基本テキスト—, 金剛出版.)
- Corey, M.S., & Corey, G. 1998 *Becoming a helper, third edition*. Pacific Grove: Brooks / Cole Publishing Company.
(コウリー, M.S., & コウリー, G. 下山晴彦監訳 2004 心理援助の専門職として働くために—臨床心理士・カウンセラー・PSW の実践テキスト—, 金剛出版.)
- Derner, G.F. 1965 Graduate education in clinical psychology. Wolman, R.B. (Ed.) *Handbook of Clinical Psychology*. New York: McGraw-Hill, 1403-1414.
藤本亮 2003 契約を守る心, 河合隼雄・加藤雅信編 人間の心と法, 有斐閣, Pp.143-156.
- 福井次矢・浅井篤・大西基喜編 2003 臨床倫理学入門, 医学書院.
- Ginzberg, E. 1984 Career development. Brown, D., Brooks, L., & Associates (Eds.) *Career choice and development: Applying contemporary theories to*

practice. San Francisco: Jossey-Bass Inc., Publishers.

- 後藤昭・徳永光 2004 裁判に関わる心理学者のための倫理規範の提案, 法と心理, 1, 54-67.
- 浜渦辰二 2002 末期がん患者の精神医療のあり方をめぐって—ケアの人間学へむけて—, 浜渦辰二編 いのちとこころに関わる現代の諸問題の現場に臨む臨床人間学の方法論的構築 (平成12・13年度科学研究費補助金・基盤研究(C)研究成果報告書・研究代表者:松田純・浜渦辰二), 127-136.
- 原田杏子 2004 専門的相談はどのように遂行されるか—法律相談を題材とした質的研究—, 教育心理学研究, 52, 344-355.
- 東山紘久 1998 心理臨床と臨床心理行為, 創元社.
- 星野和実 2000 生涯発達における老年期と心理臨床的接近, 田畑治監修 人間援助の諸領域—そのころ・実践・研究—, ナカニシヤ出版, Pp.146-155.
- 星野和実 2001 ライフサイクルにおける老年期の心理社会的発達と人格特性に関する研究, 風間書房.
- 乾吉佑 2003a 厚生科学研究班の議論と臨床心理行為について, 氏原寛・田嶋誠一編 臨床心理行為—心理臨床家でないとできないこと—, 創元社, Pp.48-65.
- 乾吉佑 2003b 臨床心理士の基本姿勢, 日本臨床心理士会主催第3回臨床心理士のための基礎研修会, 日本臨床心理士会.
- 石崎淳一 2005 痴呆性高齢者に対する包括的心理的援助—「生物—心理—社会—霊性」援助モデルの可能性—, 心理臨床学研究, 22(5), 465-475.
- 金沢吉展 1998 カウンセラー—専門家としての条件—, 誠信書房.
- 菊池義人 2004 純粹主体対面援助行為としての臨床心理行為—比較援助行為論の試み—, 心理臨床学研究, 22(3), 262-272.
- 小谷英文 1993 アメリカにおけるプロフェッショナルスクール運動, 心理臨床学研究, 11, 特別号, 58-62.
- 葛谷文男・下方浩史編 1996 老化に関する縦断的研究マニュアル, 診断と治療社.
- Jonsen, A.R., Siegler, M., & Winslande, W.J. 1997 *Clinical ethics fourth edition*. New York: Hill Health Professions Division.
- 順天堂医院医療安全委員会・梁井皎・大坂顯通編 2003 実践医療リスクマネジメント, じほう.
- 正木祐史 2004 いわゆる「原則」逆送について, 葛野尋之編 「改正」少年法を検証する—事件とケースから読み解く—, 日本評論社, Pp.98-110.

- 松田一郎 2004 生命医学倫理ノート—和の思想との対話—, 日本評論社.
- 松田純監訳 2004 ドイツ連邦議会審議会答申 人間の尊厳と遺伝子情報—現代医療の法と倫理(上)—, 知泉書館.
- 松田純 2005 遺伝子技術の進展と人間の未来, 知泉書館.
- 村本詔司 1998 心理臨床と倫理, 朱鷺書房.
- 名古屋ロイヤリング研究会編 2004 実務ロイヤリング講義—弁護士の法律相談・調査・交渉・ADR活用等の基礎的技能—, 民事法研究会.
- 中根千景 2005 中間領域としての物語—癌患者と関わる治療者の課題—, 心理臨床学研究, 22(5), 488-498.
- 日本発達心理学会監修 2000 心理学・倫理ガイドブック—リサーチと臨床—, 有斐閣.
- 日本心理臨床学会 1991 臨床心理士の基本技術, 心理臨床学研究, 9, 特別号.
- 日本心理臨床学会 1993 臨床心理士養成のための大学学部・大学院カリキュラム, 心理臨床学研究, 11, 特別号.
- 日本心理臨床学会 2001 臨床心理士養成システムと心理臨床倫理—3委員会からの報告—, 心理臨床学研究, 19, 特別号.
- 岡田行雄 2004 社会調査と「原則」逆送, 葛野尋之編 「改正」少年法を検証する—事件とケースから読み解く—, 日本評論社, Pp.111-123.
- 大澤恒夫 2004 法的対話論, 信山社.
- Raimy, V.C. (Ed.) 1950 *Training in clinical psychology (Boulder Conference)*. Englewood Cliffs. New Jersey: Prentice-Hall.
- Reisman, J.M. 1976 *A history of clinical psychology*. New York: Irvington Publisher, Inc.
- (ライスマン, J.M. 茨城俊夫訳 1982 臨床心理学の歴史, 誠信書房.)
- 津川律子 2004 日本臨床心理士会倫理規程・倫理綱領について, 日本臨床心理士会日本臨床心理士会雑誌, 13(1), 日本臨床心理士会.
- 佐藤進監修 2003 心の専門家が会う法律—臨床実践のために—, 誠信書房.
- Shakow, D. 1938 An internship year for psychologists (with special reference to psychiatric hospitals). *Journal of Consulting Psychology*, 2, 73-76.
- Shakow, D. 1945 Training in clinical psychology: A note on trends. *Journal of Consulting Psychology*, 9, 240-242.
- 下山晴彦 2002 カウンセリング的法律相談の可能性, 21世紀の法律相談—リーガルカウンセリングの試み—, 菅原郁夫・下山晴彦編 現代のエスプリ, 415,

50-60, 至文堂.

- 下山晴彦 2003 日本の臨床心理学の将来—国際的視野を踏まえて—, 氏原寛・田嶋誠一編 臨床心理行為—心理臨床家でないとできないこと—, 創元社, Pp.66-86.
- 宗田聡 2001 周産期と遺伝カウンセリング, 福西勇夫・宗田聡編 遺伝カウンセリング, 現代のエスプリ, 404, 98-110.
- Super, D.E. 1957 *The psychology of careers: An introduction to vocational development*. New York: Harper & Brothers.
- Super, D.E. 1990 A life-span, life-space approach to career development. Brown, D., Brooks, L., & Associates (Eds.) *Career choice and development: Applying contemporary theories to practice second edition*. San Francisco: Jossey-Bass Inc., Publishers, Pp.197-261.
- 鈴木淳子 2002 調査的面接の技法, ナカニシヤ出版.
- 田畑治 1993 アメリカ合衆国カリフォルニア州における大学院カリキュラム, 心理臨床学研究, 11, 特別号, 55-57.
- 田畑治 2004 心理臨床家の養成における「臨床実践指導」に関する開発的研究, 心理臨床家の養成における「臨床実践指導」に関する開発的研究 (平成13・14・15年度科学研究費補助金・基盤研究(C)研究成果報告書・研究代表者: 藤原勝紀), 25-35.
- 田畑治 2005 心理学研究と実践はいかにあるべきか—第2部: 臨床心理学の現在と未来—, 日本福祉大学紀要—社会福祉論集— (印刷中).
- 高橋順一・渡辺文夫・大淵憲一編 1998 人間科学研究法ハンドブック, ナカニシヤ出版.
- 玉井真理子 2004 臨床ゼミ・女性の発達臨床心理学—第7回出生前診断・選択的中絶と障害受容・治療拒否—, 臨床心理学, 4(1), 112-115.
- 田嶋誠一 2003 臨床心理行為の現状と課題—まとめに代えて—, 氏原寛・田嶋誠一編 臨床心理行為—心理臨床家でないとできないこと—, 創元社, Pp.242-269.
- 鑪幹八郎 1997 スーパーヴィジョンとコンサルテーション—心理臨床の立場から—, 精神医学, 39(8), 871-879.
- 鑪幹八郎 2003 心理臨床と倫理, スーパーヴィジョン, ナカニシヤ出版.
- 氏原寛 2003 臨床心理行為とは何か, 氏原寛・田嶋誠一編 臨床心理行為—心理臨床家でないとできないこと—, 創元社, Pp.8-24.
- University of California, Los Angeles 1989-1990 *Psychology Clinical Manual*.

LA: U.C.L.A.

University of California, Los Angeles 1989 *Graduate Program in clinical psychology, 1988-1989*. LA: Department of Psychology, U.C.L.A.

WHO 2001 *Review of ethical issues in medical genetics*.

(松田一郎監修 2002 遺伝医学における倫理的諸問題の再検討, 遺伝医学セミナー実行委員会.)

山田文 2002 リーガルカウンセリングと弁護士倫理, 21世紀の法律相談—リーガルカウンセリングの試み—, 菅原郁夫・下山晴彦編 現代のエスプリ, 415, 至文堂, 71-80.

山田秀雄編 2004 Q&A ドメスティック・バイオレンス法, 児童虐待防止法解説 第2版, 三省堂.

山本和郎 2001 臨床心理学的地域援助とは何か—その定義・理念・独自性・方法について—, 山本和郎編 臨床心理学的地域援助の展開—コミュニティ心理学の実践と今日的課題—, 培風館, Pp.244-256.

山中康裕 2003 臨床心理行為とは何か—精神科医の立場から考える—, 氏原寛・田嶋誠一編 臨床心理行為—心理臨床家でないとできないこと—, 創元社, Pp.160-170.

湯浅泰雄監修 2003 スピリチュアリティの現在—宗教・倫理・心理の視点—, 人文書院.

財団法人日本臨床心理士資格認定協会 2001 臨床心理士養成のパラダイム, 臨床心理士報, 13, 特別号.

財団法人日本臨床心理士資格認定協会監修 2004 臨床心理士になるために[第16版], 誠信書房.

[脚 注]

- 1) 本研究は平成16年度静岡大学人文学部長裁量経費を受けて行われた。本論文は、平成16年度「臨床と法」研究会における研究成果の一部である。
- 2) 静岡大学人文学部社会学科。
- 3) 愛知学院大学心身科学部心理学科。
- 4) 静岡大学大学院法務研究科。
- 5) 静岡大学人文学部法学科。
- 6) 静岡大学大学院人文社会科学研究所。